

# 確定拠出年金法の見直しについて

確定拠出年金業務部

## 1.はじめに

現在、厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会において、公的年金及び私的年金の見直しが検討されています。特に私的年金については、2019年2月22日から開催されている、社会保障審議会 企業年金・個人年金部会(以下「部会」といいます)において、公的年金の縮小を背景とした自助努力支援策やライフプランの多様化等の雇用環境の変化への対応策として、確定拠出年金における加入可能年齢の引上げ、個人型確定拠出年金(以下「iDeCo」といいます)の加入要件緩和、確定拠出年金の中途引出しの改善等が議論されています。また、これらの議論を受けた「令和2年度税制改正大綱」が2019年12月12日に自民・公明両党から発表され、確定拠出年金法改正の気運が更に高まっている状況です。本稿では特に私的年金の見直しのうち、これら確定拠出年金法の改正に関する議論の内容についてご紹介いたします。なお、本稿は2019年12月末時点での最新の情報に基づいております。(図表は部会資料より弊社作成)

## 2.加入可能年齢の引き上げ

いわゆる2000万円問題を提起した金融庁ワーキンググループのレポートをきっかけに関心が高まる老後生活資金の不足については、「収入の拡大＝雇用延長」と「資産形成＝自助努力」の両面から対応を検討する必要があると思われます。現在では、多くの企業で65歳まで就労が可能となり、また、勤労者のニーズも55歳以上の8割超が「66歳以上も働きたい」意向があるなど、旺盛な就労意欲が確認できます。そのような中、部会では、就労期間の延伸や長期化する高齢期の経済基盤を充実させるべく、確定拠出年金の加入可能年齢の引き上げが議論されています。

具体的には、企業型DCでは、現行は65歳まで資格喪失年齢を引上げることが認められていますが、この年齢要件を撤廃し、厚生年金被保険者(70歳未満)を加入者としてできる法改正が検討されています。また、現行法では60歳以降も継続してDC加入者となる者は「60歳前から同一事業所で継続して雇用されていること」が条件になっていますが、このいわゆる「同一事業所要件」も撤廃される見込みです。これによって、例えば60歳以降にグループ関連会社に転籍となった場合でもDCの加入が継続されることになる等、グループ内の横断的な制度構築など、人事制度設計の自由度が増すものと考えられます。

次にiDeCoですが、こちらも現行法で60歳未満となっている年齢要件を撤廃し、国民年金被保険者であれば加入可能となる見込みです。

【図表1】の通り、第1号被保険者(自営業の方)、第3号被保険者(専業主婦(夫))は国民年金被保険者の資格は60歳未満であるため、現状と変わらない見込みですが、第2号被保険者

(サラリーマン等)は65歳まで国民年金被保険者となれるため、iDeCoに加入できることとなります。

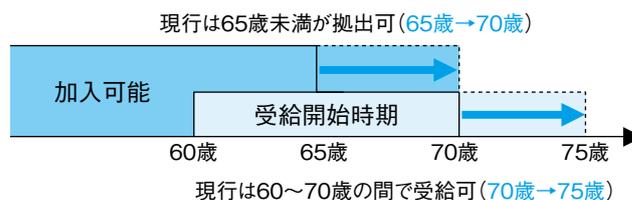
図表1 国民年金被保険者の資格

①第1号被保険者	: 60歳未満
②第2号被保険者	: 65歳未満
③第3号被保険者	: 60歳未満
④任意加入被保険者	: 保険料納付済期間等が480月未満の者は任意加入可能(65歳未満)

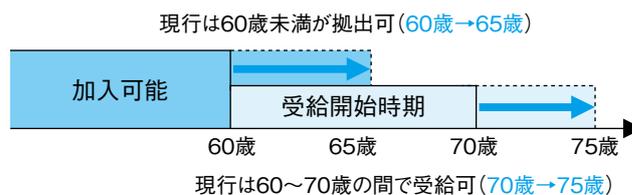
これら企業型DC、iDeCoの加入可能年齢の引上げに伴い、老齢給付金の受給開始時期の選択枝の拡大も議論されています。現行は拠出終了後の60歳から70歳までで選択可能となっている老齢給付金の受給開始時期を、公的年金の受給開始時期の見直しも相俟って、上限年齢が75歳まで引上げることとなる見込みです【図表2】。

図表2 上限年齢の引上げ

### <企業型DC>



### <個人型DC(iDeCo)>



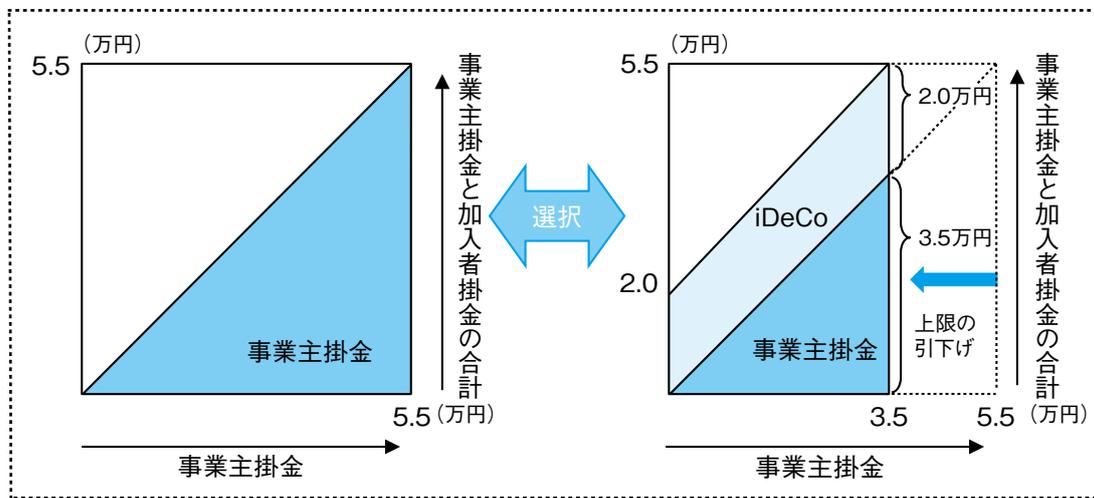
## 3.iDeCoの加入要件緩和

現行は、企業型DC加入者がiDeCoに加入できるのは、労使合意に基づく規約の定めがあって、かつ、事業主掛金の上限を引き下げた場合に限られています。例えば、確定給付企業年金を実施していない企業でiDeCoの同時加入を行う場合、規約で事業主掛金の上限を月額5.5万円から3.5万円に引き下げる必要があります。しかしながら、多くの企業は昇格・昇給に伴って事業主掛金を増やすタイプの設計を採用しているため、事業主掛金が3.5万円を超えている従業員が一部いる等により、事業主掛金の上限額の引き下げを伴うiDeCo同時加入が困難であるとの指摘がなされてきました【図表3】。現に厚生労働省によれば2019年3月末でiDeCo同時加入が可能な事業主は全体の

# 確定拠出年金法の見直しについて

図表3 <現行制度>iDeCo同時加入

<現行>iDeCoの加入を認める労使合意に基づく規約の定め等がなければ、加入者全員がiDeCoに加入不可



※企業型DCと確定給付型を実施している場合は、5.5万円→2.75万円、3.5万円→1.55万円、2.0万円→1.2万円

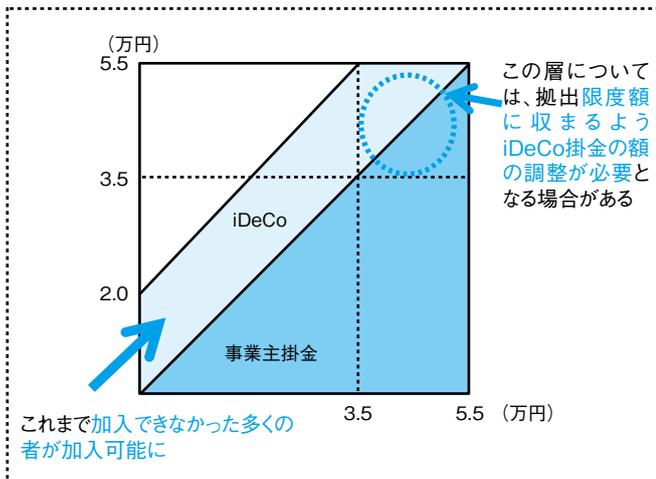
3.6%に過ぎず、普及がなかなか進んでいない実態がありました。

これを受け、規約の定めや事業主掛金の上限の引き下げがなくても企業型DC加入者がiDeCoに同時加入できる法改正がなされる見込みとなっています。

具体的には、掛金の合算管理の情報連携の仕組みを構築することで、全体の限度額から事業主掛金を控除した残余の範囲内で、iDeCoに掛金を拠出することができることとなる見込みです【図表4】。

図表4 <見直し案>iDeCo同時加入

<見直し案>規約の定め等を不要とすることで、これまで加入できなかった多くの者がiDeCoに加入可能



事業主掛金が3.5万円以下の企業型DC加入者は月額2.0万円以内でiDeCoに加入することができ、事業主掛金が3.5万円を超過する場合、例えば4.0万円の場合、事業主掛金を管理

する「企業型DCの記録関連運営管理機関(4社)」とiDeCoの掛金を管理する「国民年金基金連合会」との情報連携がなされ、iDeCoの掛金を5.5万円-4.0万円(事業主掛金)の1.5万円とするような調整が図られる見込みです。

また、この場合、企業型DC加入者がiDeCoの拠出限度額を把握できるようにすることが重要であるため、企業型記録関連運営管理機関の加入者向けのホームページにて、iDeCoの拠出可能額(見込)を表示する方向で調整中である旨、部会で示されました。

その他、部会では、マッチング拠出を導入している企業の企業型DC加入者は、マッチング拠出か、iDeCo加入かを加入者毎に選択できることとする方針が示されています。

なお、前回の法改正で「年単位化」が導入されましたが、事業主掛金を「年単位化」している場合、ある月のiDeCoの拠出可能額がその月に確定しないために、限度額管理が複雑になる等、制度管理の煩雑さが部会で指摘されています。この指摘も含めて、企業型DC、iDeCoの掛金を連携して管理する方法については、既存のDC制度との関連も含めて、より簡素でわかりやすい方法となることが求められていると考えます。

## 4. 外国籍加入者の中途引出しの改善

確定拠出年金については、単なる貯蓄とは異なり老後の所得確保を図るという制度趣旨のもと、中途引出し(脱退一時金の受給)は原則的に禁止されており、現行では、認められるのは制度に加入できず年金資産を積み増すことができない場合であって、通算の掛金拠出期間が短いこと又は資産額が小額であること等の要件を満たす場合に限られています【図表5】。

# 確定拠出年金法の見直しについて

図表5 現行の中途引き出し要件

- 次のいずれも満たす場合
- ・保険料免除者であること
  - ・障害給付金の受給権者でないこと
  - ・通算の掛金拠出期間が3年以下又は資産額が25万円以下であること
  - ・最後の企業型又は個人型の資格喪失から2年以内であること
  - ・企業型の脱退一時金を受給していないこと

しかしながら、例えばこれまで日本国内で就労していた外国籍の加入者が帰国する等の際、確定拠出年金の引き出しができない等の課題が指摘されていました。これを受け、部会にて、これらの者については中途引き出しが可能となる方向で議論が進展しています。

具体的には、外国に居住する日本国籍を有しない者については、今般予定されている法改正後もiDeCoに加入できないことから、通算の掛金拠出期間が短いこと等の他の要件を満たせば、中途引出し(脱退一時金の受給)を認められる見込みです。

なお、外国に居住する日本国籍を有する者は今般予定されている法改正後には、国民年金の任意加入被保険者がiDeCoに加入できることとなることから、年金資産を積み増すことができるため、中途脱退可能とならない見込みです【図表6】。

## 5. 中小企業向け制度の対象範囲の拡大

中小企業が企業年金に取り組みやすい環境を整備する観点で、2016年の法改正にて、中小企業向けに設立手続きを簡素化した「簡易型確定拠出年金制度【図表7】」及び企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)【図表8】」の両制度が設立されました。

図表6 国民年金の種別とiDeCoの加入可否

第1号被保険者		← 現行、保険料免除者で、通算の掛金拠出期間が短いこと(3年以下)等の要件を満たす場合に限って、中途引き出しが可能
第2号被保険者	iDeCo加入可能	
第3号被保険者		国民年金の任意加入被保険者のiDeCoへの加入が可能となれば、
任意加入被保険者	新たにiDeCo加入可能	← ・外国に居住する日本国籍を有する者については、iDeCoへの加入資格あり ← ・一方、外国に居住する日本国籍を有しない者については、iDeCoへの加入資格なし

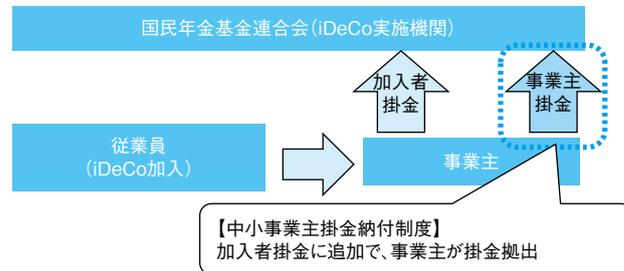
図表7 簡易型DCの概要

項目	簡易型	通常の企業型
制度の対象者	・適用対象者を厚生年金被保険者に固定 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額+定率のいずれか選択
マッチング拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

- 制度をパッケージ化することにより、
- ・導入時に必要な書類の簡素化
  - ・規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
  - ・業務報告書の簡素化

図表8 中小事業主掛金納付制度(iDeCoプラス)の概要

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員100人以下の事業主
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能



しかしながら現行法では、両制度は従業員100名以下の事業主のみに限定されており、企業年金の実施率の低下は300名未満の企業で著しいという指摘もあるなか、部会にて現行の100名以下から300名以下へと範囲を拡大すべきとの提言がなされています。

# 確定拠出年金法の見直しについて

## 6.ポータビリティの改善

より多くの制度間のポータビリティを拡充することで、個々人の選択肢が広がるなど、継続的な老後の所得確保に向けた取り組みを行ないやすい環境となることから、これまでに2004年と2016年の法改正（施行はそれぞれ2005年と2018年）で、個人の転職等の際に制度間の資産移換を可能としてきました【図表9】。

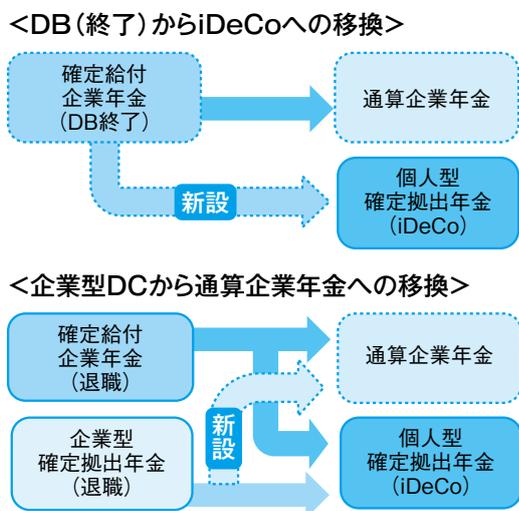
図表9 現行の企業年金・個人年金制度間のポータビリティ拡充の全体像

移換前に加入していた制度	移換先の制度		
	確定給付企業年金	企業型確定拠出年金	個人型確定拠出年金
確定給付企業年金	X→○(※1,2)	X→○(※2)	X→○(※2)
企業型確定拠出年金	X→○(※1)	○	○
個人型確定拠出年金	X→○(※1)	○	

※1 移換先の確定給付企業年金の規約で資産移換を受けられる旨が定められている場合に資産移換可能  
 ※2 確定給付企業年金からの確定給付企業年金、企業型・個人型確定拠出年金への移換は、本人からの申出により、脱退一時金相当額を移換可能

しかしながら、終了した確定給付企業年金(DB)からiDeCoへ資産が移換できないことや、企業型DCから企業年金連合会が管理する通算企業年金へ資産が移換できないこと等、一部に不十分な点が残ることから、ポータビリティの不十分な点について改善を図るべきとの提言がなされています【図表10】。

図表10 ポータビリティの改善案



## 7.その他、DC制度の普及等に向けた改善について

その他、確定給付企業年金法等関連法との平仄等の観点もあり、各種手続きを簡素化し、事業主・個人・国民年金基金連合会・運営管理機関の負担軽減を図るべきとの提言がなされています【図表11】。

特に事業主に係る手続きの簡素化としては、①、②、③が挙げられます。

### ①企業型DCの規約変更の手続:

確定給付企業年金法では、資産管理機関の名称及び住所や、事業主の名称及び住所(市町村の名称の変更等に該当する場合)が変更された場合等、厚生局への規約の届出が必要の無い特に軽微な変更という規定が定められており、今般DCにおいても確定給付企業年金と同様に、軽微な変更の一部は届出不要となる見込みです。

### ②事業主による企業型DCに係る業務報告書の提出手続:

事業主は事業年度毎に企業型DCに係る業務報告書を提出する必要がありますが、現行では実務上、企業型記録関連運営管理機関が加入者の掛金等の状況について記載のうえ、投資教育等に係る事項等については事業主が記載し、地方厚生局に提出してきました。今般、投資教育等に関する事業主記載項目について簡素化するとともに、企業型記録関連運営管理機関から直接業務報告書を提出できるようになる見込みです。

### ③事業主による従業員の資格の確認手続:

現行は、事業主は従業員がiDeCo加入者である場合には、年1回従業員の企業年金状況を確認し、国民基金連合会に届け出る必要があります。今般DC法改正にて、iDeCo加入の要件緩和がなされる見込みであるため、例えば企業型記録関連運営管理機関と国民年金基金連合会間での情報連携がなされる場合には、年1回の届け出が不要となる可能性があり、簡素化が期待されます。

## 8.まとめ

2019年12月25日、第10回企業年金・個人年金部会が開催され、これまでの部会の議論の内容を取り纏めた「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理(案)」が提示されました。

この報告書では、次期法改正の俎上に載せる事項が取り纏められており、各委員から、整理を評価する発言が多く、当案の内容で今後の見直しを進めることが了承され、本稿でご紹介しました項目については全て次期法改正で取り上げられる見込みとなりました。

図表11 その他法改正事項

項目	現行の課題	対応の方向性
①企業型DCの規約変更の手続	<p>規約変更の手続について、確定給付企業年金(DB)では軽微な変更の一部は届出不要であるが、<u>企業型DCでは軽微な変更でも全て届出が必要である。</u></p> <p>【法律事項】</p> <p>類似の規約変更の事項であっても、<u>事業主の必要な手続が企業型DCとDBとの間で異なる。</u>【省令事項】</p> <p>申請の際には、実施内容の概要や実施事業所の一覧等を記載した概要書を添付する必要がある。</p> <p>【通知事項】</p>	<p>企業型確定拠出年金(企業型DC)において、DBと同様に、軽微な変更の一部は届出不要としてはどうか。</p> <p>類似の規約変更の事項について、<u>事業主の必要な手続が企業型DCとDBとの間で原則同じとしてはどうか。</u></p> <p>概要書の記載項目を簡素化し、規約変更時は全実施事業所の一覧ではなく、変更のあった実施事業所のみを記載することとしてはどうか。</p>
②事業主による企業型DCに係る業務報告書の提出手続	<p>事業主は、事業年度ごとに、企業型DCに係る業務報告書を提出する必要があるが、報告書の記載事項は施行当初と比べて大幅に増加しており、その大半が企業型記録関連運営管理機関に確認しなければ分からない情報となっている。このため、実際は、事業主は企業型記録関連運営管理機関から得た情報を基に、投資教育の実施の有無等を一部追記して報告している。</p> <p>【省令事項】</p>	<p>業務報告書の記載事項を簡素化してはどうか。また、<u>企業型記録関連運営管理機関が事業主に代わって業務報告書を提出できることとしてはどうか。</u></p> <p>※投資教育等について、業務報告書で実施の有無のみの報告を求めるのではなく、投資教育の内容等を地方厚生(支)局がヒアリング等で把握して指導にあたるほうが効果的(運用商品のモニタリング、運営管理機関の評価等も同様)。</p>
③事業主による従業員の資格の確認手続	<p>事業主は、現行法上、従業員がiDeCo加入者である場合には必要な協力をするよう努めなければならないが、その一環として、<u>年1回、従業員の企業年金の加入状況を確認し、国民年金基金連合会に届け出る必要がある。</u></p> <p>【省令事項】</p>	<p>資格の確認手続を簡素化してはどうか。</p> <p>※例えば、企業型DC加入者のiDeCo加入の要件緩和に伴う関係機関の情報連携によって企業型DC加入者の加入状況は確認できることから、事業主から国民年金基金連合会への届出は不要となる。</p>
④国民年金第1号被保険者のiDeCo加入手続	<p>国民年金第1号被保険者は、iDeCoに加入する際、<u>障害年金の受給の有無等を加入申出書に記載するとともに、該当する場合には添付書類が必要である。</u></p> <p>【省令事項】</p>	<p>国民年金基金連合会と日本年金機構との情報連携によって確認できる事項について、<u>記載事項から削除するとともに、添付書類を不要としてはどうか。</u></p>
⑤運営管理機関の登録手続	<p>運営管理機関の登録を受けようとするときは登録申請書を提出する必要があるが、登録事項に変更があったときはその旨を届け出る必要があるが、この登録事項には、<u>役員の住所等が含まれている。</u>【法律事項】</p>	<p>金融機関を監督する類似の業法において、<u>現在、役員の住所等は登録事項ではないことから、運営管理機関の登録においても登録事項から削除してはどうか。</u></p>

なお、部会では次期法改正のスケジュールにも言及されました。具体的には、今回の整理をもとに2020年3月に向け法案化をすすめ、次期通常国会への提出を目指すとの説明がありました。

また、同報告書では次期法改正では俎上に載せないものの、引き続き検討を行なう課題として、拠出限度額、中途引き出し、受給の形態といった拠出時・給付時の仕組みのあり方が提示され、引き続き丁寧に検討を継続していく必要があるとされています。

今後この点も議論が深まり、老後の所得確保の観点で確定拠出年金がより一層活用しやすい制度となることが期待されています。

以上